

議案第 3 号

野田市立図書館協議会委員の委嘱について

野田市立図書館設置条例（昭和 54 年野田市条例第 1 号）第 10 条第 3 項の規定により、次の者を野田市立図書館協議会委員に委嘱する。

令和 2 年 4 月 16 日提出

野田市教育委員会教育長 佐 藤 裕

氏 名	備 考
みずさわ えいこう 水沢 栄光	学校教育の関係者
とべ みのる 戸辺 稔	公募に応じた市民

令和 2 年 5 月 1 日付委嘱

令和 3 年 5 月 31 日満了

提案理由

野田市立図書館協議会委員の1号委員（学校教育の関係者）の令和2年4月1日の人事異動に伴う野田市小中学校長会選出委員の交替及び5号委員（公募に応じた市民）の辞任に伴い、その残任期間について委嘱しようとするものである。

図書館法（抜粋）

（図書館協議会）

- 第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。
- 第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。
- 第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

野田市立図書館設置条例（抜粋）

（図書館協議会）

- 第10条 法第14条第1項の規定により、図書館に野田市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、委員12人以内で組織する。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
- (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
 - (5) 公募に応じた市民
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることがある。

○野田市立図書館協議会委員名簿

氏 名	該当条項	備考	
水沢 栄光	10条3項1号	野田市小中学校長会	新任
土屋 徳郎	10条3項1号	千葉県立清水高等学校	
石原 和子	10条3項2号	野田市女性団体連絡協議会	
筒井 圭子	10条3項2号	おはなしパレット北	
村越 健志	10条3項2号	公益財団法人興風会	
山田 喜美子	10条3項2号	野田市文化団体協議会	
横川 しげ子	10条3項2号	野田市生涯学習審議会	
富田 智子	10条3項3号	社会教育指導員	
河合 章男	10条3項4号	修士(図書館情報学) 博士(情報学)	
小林 幸男	10条3項4号	元野田市保健福祉部長	
野口 徳子	10条3項5号	公募に応じた市民	
戸辺 稔	10条3項5号	公募に応じた市民	新任

(任期：令和元年6月1日から令和3年5月31日まで)